

路外駐車場設置（変更）届出書

室蘭市長 様

令和 年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積				平方メートル
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D）				平方メートル
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積（A）	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	平方メートル （駐車台数 台）
				特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
				特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
	車路等の面積（B）		平方メートル		
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積（C）	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
				特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
四輪車及び特定自動二輪車併用				四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
小計				平方メートル	
それ以外の部分			四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）	
			特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
			小計	平方メートル	
車路等の面積（D）		平方メートル			

3 規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )
				特定自動二輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル
	それ以外の部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
			特定自動二輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
				四輪車 駐車台数 台	
			特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル	
4 構 造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認 定 の 番 号		
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等			
6	附帯業務のための施設				
7	従 業 員 概 数				
8	供用開始(予定)日				

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

## 駐車場法第12条にかかる路外駐車場設置の届出にあたって

### 路外駐車場設置(変更)届出書の記入要領

新設の場合、表題の(変更)の部分消すこと。変更の場合は、(変更)を朱で囲み以下の変更しようとする事項を朱書きすること。

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所欄は下記のように記入すること。

個人(例) 市 町 丁目 番 号

㊦

法人等(例) 市 町 丁目 番 号

代表取締役社長

㊦

- (1)「駐車場の名称」欄は、 駐車場、 パーキングなどと記入すること。
- (2)「駐車場の位置」欄は、 駐車場を設置する場所の地番を記入すること。
- (3)「規模」の欄は、届出書に記載の備考を参照し、それぞれの面積は小数点第2位まで記入すること。
- (4)「構造」欄は下記のように記入すること。  
「イ 建築物である部分」:(例) 建築面積  $m^2$ 、鉄筋コンクリート造3階建、避難階段  
箇所、鉄筋コンクリート造10階建ビルのうち2階部分  
「ロ 建築物でない部分」:(例) アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利敷
- (5)「設備」欄の「特殊の装置」とは、垂直循環方式などの機械式駐車装置のことで、「それ以外の設備」欄には、換気装置 箇所、警報装置 箇所などと記入すること。
- (6)「附帯業務のための施設」とは、駐車場の業務とは直接関係のない、洗車場や売店等の業務のための施設で、洗車機 基、売店小屋  $m^2$ などと記入すること。
- (7)「従業員概数」欄には、駐車場管理に従事する(事務、附帯業務を含む)人数を記入すること。
- (8)「供用開始(予定)日」欄には、駐車場の営業を開始しようとする日を記入すること。

### 届出の時期について

路外駐車場設置(変更)届出をしなければならない時期は、路外駐車場の設置にかかる建設工事(用途変更のための工事を含む)の着手前、届出事項の変更の場合はその変更をしようとするときです。

路外駐車場の「設置」とは、路外駐車場の新たな建設だけでなく、特定の者のみの利用に供していた既存の駐車場を広く一般の者の利用に供するようにする場合も含まれます。

## 届出書に添付する図面

路外駐車場設置（変更）届出書には、駐車場法施行規則第 2 条に基づく下記の ~ の図面を添付してください。ただし、変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項の部分に関してだけで構いません。

路外駐車場の位置を表示した縮尺 1/10,000 以上の地形図

下記の（１）～（３）の事項を表示した縮尺 1/200 以上の平面図

- （１）路外駐車場の区域
- （２）路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設
- （３）路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分及び橋

建築物である路外駐車場にあっては、縮尺 1/200 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図

## 路外駐車場設置(変更)届出に関連した他の届出について

### 管理規定の届出

駐車場法第 13 条第 1 項に基づき、第 12 条にかかる届出が必要な駐車場の管理者は、当該路外駐車場の業務の運営の基本となるべき管理規定を定めて、供用開始後 10 日以内（供用開始前でも良い）に届出をしなければなりません。

管理規定の届出に必要な書類は下記の（１）～（３）です。

- （１）路外駐車場管理規定届書（別紙様式 1）
- （２）駐車場法第 13 条第 2 項に掲げられた事項を定めた管理規定
- （３）定期（月極）駐車契約書（定期契約部分がある場合に限る）

### 管理規定の変更届出

駐車場法第 13 条第 4 項に基づき、既に定めた管理規定を変更する場合に必要です。変更した後の 10 日以内に届出をしなければなりません。

必要書類は、路外駐車場管理規定変更届出書（別紙様式 2）です。

### 路外駐車場供用休止（廃止）（再開）届出書

駐車場法第 14 条に基づき、既に届出した路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止する場合に必要です。休止、廃止、再開した後の 10 日以内に届出をしなければなりません。

必要書類は、路外駐車場供用休止（廃止）（再開）届出書（別紙様式 3）です。

### **提出部数、提出先**

上述した全ての届出書（添付図面等も含む）については、**2部**提出してください。そのうち1部は審査の後、副本として届出受理通知等とあわせて届出者へ返却します。

提出先は、下記のとおりです。

**室蘭市幸町1-2**

**室蘭市 都市建設部 都市政策推進課 都市政策推進係**

**電話 0143-25-2592**

### **その他留意事項**

新規の路外駐車場設置届をしようとする場合は、届出にかかる事務処理を円滑に進めるため、届出書提出の前に相談に来ていただきますようお願いいたします。

設置する路外駐車場が建築物または建築物特定施設でない場合は、路外駐車場設置（変更）届出書に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面」を添付する必要があります。

設置する路外駐車場が、建築物以外のもので、駐車場全体（車路等を含む）の面積が、1,000平方メートル以上の場合は、別に「北海道福祉のまちづくり条例」にかかる届出が必要となる場合があります。

(別紙様式1)

## 路外駐車場管理規定届出書

令和 年 月 日

室蘭市長 様

路外駐車場管理者

住所

氏名(名称)

印

駐車場の管理規定を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき  
届け出ます。

(別紙に管理規定を添付すること)

(別紙様式2)

## 路外駐車場管理規定変更届出書

令和 年 月 日

室蘭市長 様

路外駐車場管理者

住所

氏名(名称)

印

当該駐車場の管理規定中、 の項を令和 年 月 日から(下記または別紙)のとおり変更したいので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

### 記

1. 駐車場名 駐車場

2. 設置届出年月日 令和 年 月 日

3. 変更内容

新	(赤字で記入すること)
旧	(黒字で記入すること)

(別紙に添付でも可)

(別紙様式3)

## 路外駐車場供用休止(廃止)(再開)届出書

令和 年 月 日

室蘭市長 様

路外駐車場管理者  
住所

氏名(名称)

印

次の駐車場を休止(廃止)(再開)したいので、駐車場法第14条に基づき届け出ます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	
設置届出年月日	
休止(廃止)(再開)の年月日	
理由	
備考	

一部休止、再開の場合は、それぞれの部分がわかる図面を添付すること。